

北部貨物地区構内交通導線図

貨物地区構内の交通ルールと動線を遵守し、安全運転を心がけてください。

【注意事項】

- 貨物地区構内には交通ルール(裏面参照)があります。違反した場合は**警告書**を発出し、**違反点数**を付します。
違反点数が**5点**に達した場合、貨物地区構内への**入構禁止等**の措置を講じますので、十分にご注意ください。
- 貨物地区構内は、指定場所以外、**路上への駐車は禁止**です。
- 貨物地区構内での**制限速度**は**車両20km/h**、**フォークリフト8km/h**、**GSE車両15km/h**です。
- 搬入・搬出を待つ場合、**トラック待機場**をご利用ください。
- 入出構の際は、**車両IDカード**をダッシュボード等、警備員が確認できる位置に掲出してください。
- 人用・車両IDカードがない場合、各入口にて**臨時入構手続き**が必要です。
所定の用紙に必要事項を明記し、ビジターカードと臨時入構証を受領して、退出時に返納してください。
構内にいる間、**臨時入構証**は、ダッシュボード等、警備員が確認できる位置に掲出してください。
- 貨物地区構内では、一方通行にかかわらずフォークリフトが逆走する箇所(図中 )があります。
運転には十分ご注意ください。
- 万が一、**事故があった場合、不審者(物)や不法侵入等を発見した場合は**、
TEL0476-34-5555(NAA警備消防センター)にお電話いただきますようお願いいたします。
または、お近くの**警備員、各ビル受付**までお知らせください。



【車 両】違反点数表

違 反 内 容	違 反 点 数		備 考
	車 両 (事業者)	運転者	
車両ID、一般入構証、臨時入構証のダッシュボードへの不掲出	1	1	
方向指示器の不点灯	2	2	
駐車違反	2	2	
駐停車禁止場所（フォークリフト逆走レーン等）での駐停車違反	2	2	
交通妨害（2重駐車、コーナー駐車）	2	2	
来客用駐車場で無断駐車（受付での駐車手続きなし）	2	2	
来客用駐車場で長時間（2時間以上）駐車	2	2	
構内道路・グリーンベルトでの貨物の二次仕分、積込、取卸	3	3	
安全確認（一旦停止、左右確認等）の未実施	3	3	
ながら運転（携帯電話・喫煙・飲食・書類等）	3	3	
構内道路速度制限違反（20km/H）	3	3	
トラックドックマネジメントシステム運用違反 ※予約又は呼び出し無し状態で入構する行為	3	3	
危険運転（逆走・急発進・急旋回・急ブレーキ等）	5	5	
運転禁止期間中の運転（無資格運転）	5	5	
産業廃棄物等の不法投棄	5	5	
担当者・警備員及び交通取締員の指示に従わなかった場合	5	5	

【措置の条件】

- 違反点数が累積で**5点**となった場合、以下の措置を課します。
- ただし、措置を受けてから1年間は、違反点数が累積で**3点**となると措置の対象となります。
- 更に、2回目の措置を受けてから1年間は、どんな小さな違反でも、**違反した時点で措置の対象**となります。

【措置の内容】

- 車両IDカードの返納（1ヶ月～永久）**
- 違反者の**入構禁止（1ヶ月～3ヶ月）**
- 違反者の所属する**社名等の公表**
- 違反車両の**ID申請・一般入構申請不可（1年間～3年間）**
- 新規車両の**ID申請・一般入構申請不可（1年間～3年間）**

※詳細は「貨物地区構内違反車両等の取締実施要領」をご覧ください。
要領は、貨物管理ビル1階 貨物営業部で配布しています。
また、以下のURLからもダウンロードいただけます。
https://www.naa.jp/airport/cargo_terminal/03_rule.html



【フォークリフト】違反点数表

違 反 内 容	違 反 点 数		備 考
	車 両 (事業者)	運転者	
ヘルメット・安全靴の未着用	1	1	
運転技能講習終了証の不携帯	1	1	
駐車違反	2	2	
運転者以外の乗車（2人乗り等）	2	2	
方向指示器の不点灯	2	2	
運転手の未登録	2	-	
使用承認証の不貼付	2	-	
構内道路・グリーンベルトでの貨物の二次仕分、積込、取卸	3	3	
スピード制限装置・警報装置等の整備不良	3	-	
ながら運転（携帯電話・喫煙・飲食・書類等）	3	3	
構内道路速度制限違反（8km/H）	3	3	
安全確認（一旦停止、左右確認等）の未実施	3	3	
保管場所の管理不徹底（ゴミの散乱等）	3	3	
フォークリフト安全講習会の未受講	3	3	
フォークリフト逆走レーンでの追い越し	3	3	
貨物地区構内フォークリフト使用要領第2条に定める目的外の使用	3	3	
無資格運転	5	5	
危険運転（逆走・急発進・急旋回・急ブレーキ等）	5	5	
運転禁止期間中の運転（無資格運転）	5	5	
産業廃棄物等の不法投棄	5	5	
スピード制限装置・警報装置等の改造	5	-	3ヶ月間使用禁止
担当者・警備員及び交通取締員の指示に従わなかった場合	5	5	

【措置の条件】

- 違反点数が累積で**5点**となった場合、以下の措置を課します。
- ただし、措置を受けてから1年間は、違反点数が累積で**3点**となると措置の対象となります。
- 更に、2回目の措置を受けてから1年間は、どんな小さな違反でも、**違反した時点で措置の対象**となります。

【措置の内容】

- 貨物地区構内での**違反車両の使用禁止（1ヶ月～永久）**
- 違反者の**フォークリフトの運転禁止（1ヶ月～3ヶ月）**
- 違反者の所属する**社名等の公表**
- 新規車両の**使用承認申請の受付不可（1年間～3年間）**
- 所有車両の**使用承認更新申請の受付不可**